やさしい信託のはなし

暮らしと信託

暮らしの中で、信託がいろいろと 利用されています。 この冊子を手にとって ご覧になりませんか?

> ライフステージに あわせた信託の活用を

最近、注目されている 信託にはどんなものがあるの?

信託ってなあに?

金融商品のトラブルを防ぐには



はじめに

「信託」と聞いて、みなさまは何を思い浮かべますか?

今まで信託を利用したことがない方は、「それって何?」と思われるでしょう。

また、利用したことがある方にとっても、「預貯金と何か違うの?」 と思われるかも知れません。

あるいは、「自分の勤めている会社では、企業年金に信託を利用していると聞いたことがあるけど・・・。」といったように、ちょっとよく分からないもの、なじみの薄いものと感じている方もいらっしゃるのではないでしょうか。

この冊子では、信託制度の概要や、日常の暮らしの中で信託がど のように関わっているかについて、紹介しています。

この冊子をご覧になって、みなさまに、信託について関心を持っていただければ幸いです。



目次

はじめに

ライフステージにあわせた信託の活用を	
目的にあわせた財産形成のために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
投資信託、金銭信託	
財形信託 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
老後生活の安定のために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
サラリーマンのための年金信託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
厚生年金基金信託、確定給付企業年金信託、確定拠出年金信託 —企業型年金— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
自営業者等のための年金信託 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
国民年金基金信託、確定拠出年金信託 —個人型年金— ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
自分の財産は自分の意思で ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
遺言について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
相続関連業務····································	þ
公益・福祉のために	D
公益信託、特定寄附信託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	D
特定贈与信託 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
後見制度支援信託 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
最近、注目されている信託にはどんなものがあるの? ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
教育資金贈与信託 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
家族信託 — 遺言代用信託、後継ぎ遺贈型の受益者連続信託 — ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•
他に、どんな業務があるの?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資産流動化の信託、知的財産権の信託、有価証券の信託、不動産の信託、証券代行業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
信託ってなあに?	
信託のしくみ ····································	
信託の特色、受託者の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
金融商品のトラブルを防ぐには	
金融商品についての理解 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
金融商品取引法	
業者の守るべきルール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
金融商品販売法	D
業者の説明する重要事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	D
金融機関の勧誘方針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	D
金融機関等による取引時の確認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
金融機関等の保有する個人情報の保護について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
信託協会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
信託協会加盟会社一覧(平成25年12月1日現在))

ライフステージにあわせた 信託の活用を

個人の一生には、一般的に、新婚時代、子供たちが成長して独り立ちする家族の成熟期、 そして老後生活という様々なライフステージがあります。信託銀行等では、さまざまな信 託業務などを通じてそれぞれのライフステージに応じたニーズに応えています。

例えば、サラリーマンとして企業に入社すると、資産形成や老後の生活のための財形信託、子供の教育費や将来の生活のための金銭信託や預金などの貯蓄を利用することがあると思います。また、子供の成長などを機に、住宅の取得や買換えをされる場合に、不動産の仲介をお願いしたいこともあると思います。さらに、退職後、これまで培われた財産の配分や家族の方へのメッセージも込めて作成される遺言書を保管し、遺言の執行を任せるというニーズもあると思います。

このようなライフステージの各段階に応じて、信託銀行等を利用することができます。 では、信託銀行等で利用できる商品には、具体的にどのようなものがあるのかみてい きましょう。

(注)本冊子では、「信託銀行等」は「信託兼営金融機関および信託会社」をいいます。

10代



30代

目的にあわせた 財産形成のために



P 4 財形信託









50代



老後生活の 安定のために

サラリーマンのための年金信託

厚生年金基金信託 P 7 確定給付企業年金信託 確定拠出年金信託—企業型年金-

自営業者等のための年金信託

P 8

国民年金基金信託 確定拠出年金信託一個人型年金



自分の財産は 自分の意思で

P9 遺言について

P 10 相続関連業務

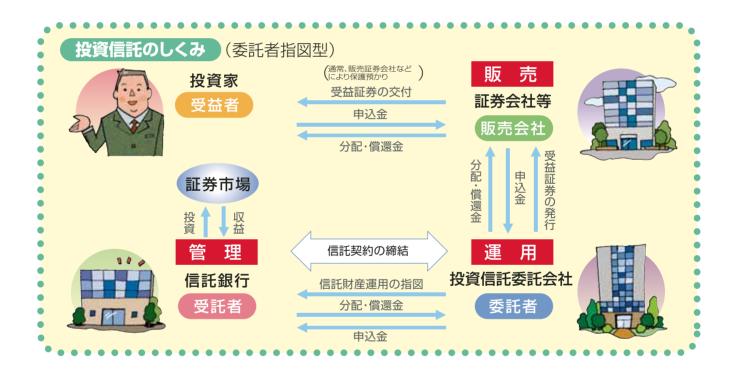
目的にあわせた財産形成のために

投資信託

投資信託は、個人投資家等から集めた資金をまとめて、専門家が投資家に代わって株式や国債などの有価証券や不動産で 運用し、その収益を投資家に分配する信託です。

信託銀行は、投資信託委託会社の指図に基づき、信託財産を有価証券等に運用しています。

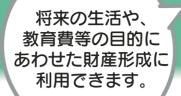
また、信託銀行をはじめ各種金融機関では、顧客の資産運用のニーズの多様化に応えるため、投資信託の窓口販売を行っています。



金銭信託

金銭信託には、いろいろな種類があり、目的にあわせて利用されています。

例えば、元本補てん契約付の合同運用指定金銭信託(一般口)や 運用実績に応じて収益金が支払われる実績配当型の金銭信託 等があり、顧客のニーズに応じた貯蓄手段として、広く利用され ています。





財形信託

勤労者の計画的な財産形成を促進し、 その生活の安定を図ることを目的と した「勤労者財産形成促進制度」が あります。

この制度に基づき、信託銀行等で は、財産形成信託、財産形成年金信託、財産形成住宅信託等を 取り扱っています。

歴史に見る信託に似た考え方 No.1

米百俵と信託~越後長岡藩の国漢学校の設立~

明治初期、苦しい財政状況にあった長岡藩に、三根山藩がその貧窮ぶりを見かねて、見舞いとして米100俵を送りました。

当時の長岡藩の指導者の一人である小林虎三郎は、それを藩士一人当たりに分け与えるのではわずかなものになる、こういうことでは長岡藩はいつまでたっても立ち直らない、学校を建てて子どもを育てていきたい、今でこそ、ただの100俵だが、後に1万俵になるか、100万俵になるか、はかり知れないものがあると考えました。

そこで、長岡藩では、米を売って得たお金を国漢学校設立の費用に充てました。この学校は、士族

ばかりでなく、町人や農民の子弟も入れる開かれたものでした。虎三郎が、長岡の復興、新しい日本のためにと創立した国漢学校は、その後、その名称も改められ、小学校、中学校、病院に分岐していきますが、これらの学校からは、著名な多くの人材が育ちました。

「米百俵」という話を振り返ると、米を売って得たお金で、 庶民教育のために国漢学校設立の費用に充てるという目 的財産を創設する、これはまさに信託の思想に限りなく近 いものといえるのではないでしょうか。



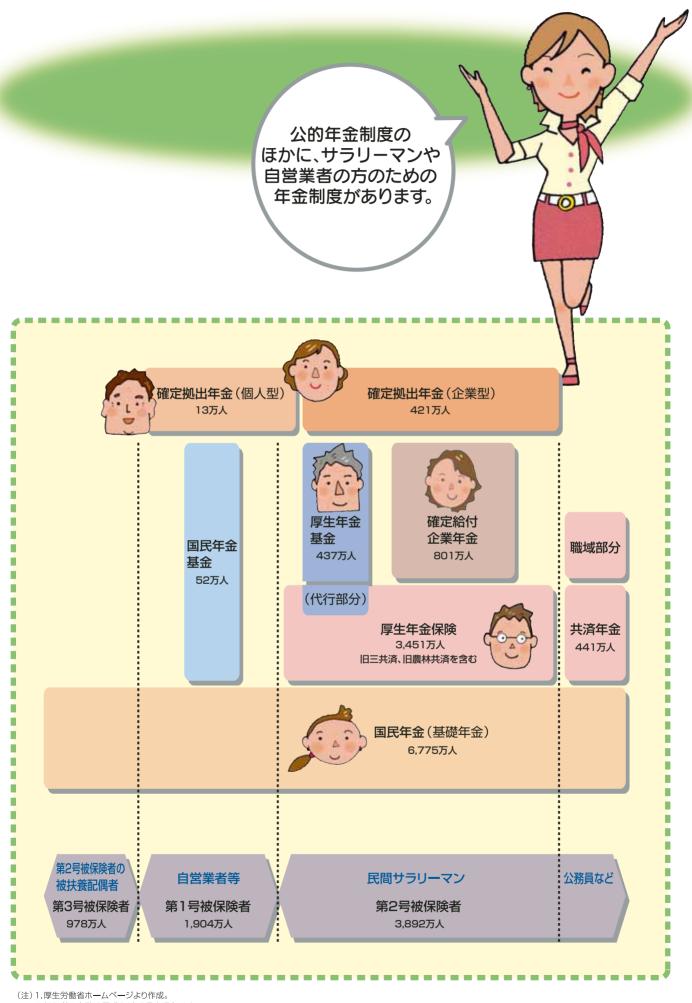
老後生活の安定のために

わが国の年金制度は、運営主体により、公的年金と私的年金に大きく分類できます。公的年金は、国またはこれに準ずる公共団体が実施するもので、社会保障としての性格から所得の基礎部分を充足することを目的としています。

これに対して、私的年金は、企業(事業主)・団体が実施する企業年金および個人が自分の老後に備える個人年金のことをいいます。

このうち企業(事業主)等が従業員のために実施するのが企業年金です。企業年金には、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度などがあります。





2.加入者の人数は平成24年3月末現在です。

信託銀行等では、各制度に基づき年金資金の管理・運用の他、加入者・受給者の管理、年金・一時金の 支払いなどの事務を行っています。

サラリーマンのための年金信託

厚生年金 基金信託

厚生年金基金制度に基づいて、厚生年金基金が、厚生年金の老齢給付の一部(代行部分といいます)を国に代わって支給するとともに、それに独自の年金を加算して給付する資金の管理・運用等を信託銀行等に任せるものを厚生年金基金信託といいます。

年金資金は、会社ではなく信託銀行等に積み立てられるため、資金が 確保され、年金が確実に支払われるなどの利点があります。

この点は、他の年金信託も同様です。また、従業員の掛金は、社会保険料控除の対象となります。

確定給付企業 年金信託

確定給付企業年金制度に基づいて、企業がその年金資金の管理・ 運用等を信託銀行等に任せるものを確定給付企業年金信託といい ます。この信託における従業員の掛金は、生命保険料控除の対象と なります。

なお、確定給付企業年金には、企業と従業員の同意を得て、制度内容を定めた年金規約に基づき、企業が掛金を外部拠出することにより行う規約型企業年金と別法人として設立された企業年金基金が行う基金型企業年金があります。

確定拠出 年金信託 企業型年金

確定拠出年金制度に基づいて、企業がその年金資金の管理・運用等 を信託銀行等に任せるものを確定拠出年金信託といいます。

確定拠出年金は、掛金が加入者個人ごとに明確に区分され、掛金と その運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金です。

加入者個人の運用指図に基づく運用の成果により将来の給付額が変動しますので、加入者個人が運用のリスクを負うことになります。

加入者が離・転職した場合、他の確定拠出年金に個人ごとに管理された資産を移管することができるメリットがあります。

自営業者等のための年金信託

国民年金 基金信託

国民年金基金制度に基づいて、国民年金基金が、自営業者等、国民年金の被保険者の年金給付にあてる資金の管理・運用等を信託銀行等に任せるものを国民年金基金信託といいます。

また、拠出した掛金は、社会保険料控除の対象となります。

確定拠出 年金信託

-個人型年金

自営業者等を対象にした確定拠出年金で、企業年金等の対象になっていない方を対象としています。

個人型年金への加入を希望する自営業者等は、国民年金基金連合会に申し込みを行い、掛金を拠出します。

この信託は、国民年金基金連合会が、その自営業者等の年金給付に あてる資金の管理・運用等を信託銀行等に任せるものです。

また、拠出した掛金は、小規模企業共済等掛金控除の対象となります。

歴史に見る信託に似た考え方 No.2

加賀百万石と信託〜戦死した藩士供養のための信託〜

加賀藩では、慶長19年(1614年)の大坂冬の陣で亡くなった藩士の供養を行っていました。この 供養を行うために信託的な手法がとられていたのです。

前田家老臣、横山城守長知と本多安房守政重の連名で、特権町人である越前屋次郎兵衛、越前屋 孫兵衛および平野屋半介の3名宛に、申渡書が手渡されました。

これによると、加賀藩が宝円寺に寄進した米100石を3人の商人が年に利息4割で運用し、そのう

ちの3割(30石)を供養料として宝円寺に納め、残り1割(10石)を、3人の商人が手数料として受取るという内容になっています。

つまり、戦死した藩士供養という信託目的を達成するために、委託者が加賀藩、受託者が3名の商人、そして、受益者が戦死した藩士の眠る宝円寺という信託関係と見ることができます。加賀藩は、歴代諸侯の廟堂の傍に、大坂の陣で戦死した41名の位牌堂を造営しました。

封建制度の時代にあって、このような信託的な考え方が存在していたことは、特筆すべきことではないでしょうか。



自分の財産は自分の意思で

遺言について

遺言に関する 最近の傾向 近年、日本において遺言に対する関心が高まってきています。 このように遺言のニーズが増大している背景には、個人保有 資産の増大、核家族化の進展や相続財産に関する権利意識の 高まり、さらには、社会貢献に関する意識の高まりといったこと によるところが大きいと考えられます。

遺言の効用

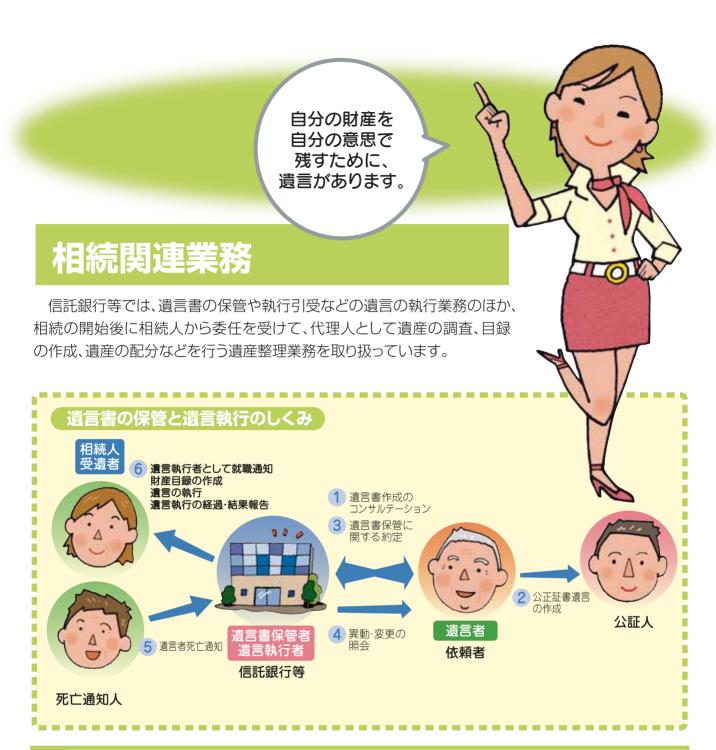
遺言とは、個人の生前の意思をその死後に実現するためのものです。

遺言があると、遺産に関わる争いを未然に防ぐことができ、 また、残された方々に遺言者の意思に沿った遺産分割を実現 させ、さらに、お世話になった方や公益団体等に遺贈することが できます。

遺言の制約

遺言の自由は、法定相続に優先するという「遺言自由の原則」 がありますが、遺言は必ずしも万能ではなく、次のような制約 があります。

- ●遺留分(一定範囲の相続人に残すべき最小限の相続割合) を侵害しないように注意しなければなりません。
- ●遺言により相続人に対して債務を承継させる場合、相続人の 相続する財産より少額である場合には有効ですが、債務のみ を相続人に割当てるような遺言は認められません。
- ●公序良俗に反するものは、法律上無効です。
- ●連名の遺言は無効ですので、夫婦であっても別々の遺言を 作成する必要があります。



- (1) 信託銀行等は、遺言者に対して遺言書作成のコンサルテーションを行います。
- ② 遺言者は、公証人に口頭などで伝え、公正証書遺言を作成します。
- ③ 遺言者は、信託銀行等との間で遺言書保管等に関する約定を締結します。
- 4 信託銀行等は、遺言者に財産などに異動・変更がないか照会します。
- 遺言者が死亡すると、死亡通知人は、信託銀行等に対して遺言者死亡の通知をします。
- 信託銀行等は、保管していた遺言書を開示し、遺言執行者となり、財産目録を作成し相続人に 交付します。その上で、遺産の管理、処分、債務の弁済などの遺言の執行に必要な一切の行為 を行います。そして、終了時には、遺言執行の経過・結果に係る報告書を作成し、報告します。

公益·福祉 のために

信託は、社会のために 財産を役立てたいときや、 特別障害者の生活の 安定のために 利用されています。



公益信託

公益信託は、奨学金支給、自然科学研究助成、 社会福祉等の公益活動の助成を目的として、個人 や企業が信託銀行等に金銭等の財産を信託する もので、一定の要件を満たす公益信託には、税制 上の優遇措置が講じられています。

公益信託のしくみ



(主務官庁)



公益信託契約の



コンサルテーション

公益目的執行

日常的運営

財産管理

運営委員会等



信託管理人

信託法上の権限行使 重要事項の承認等

申請·許可·監督



信託銀行等



助言、勧告

助成先の選考と重要事項に関する





助成先



助成先



助成先



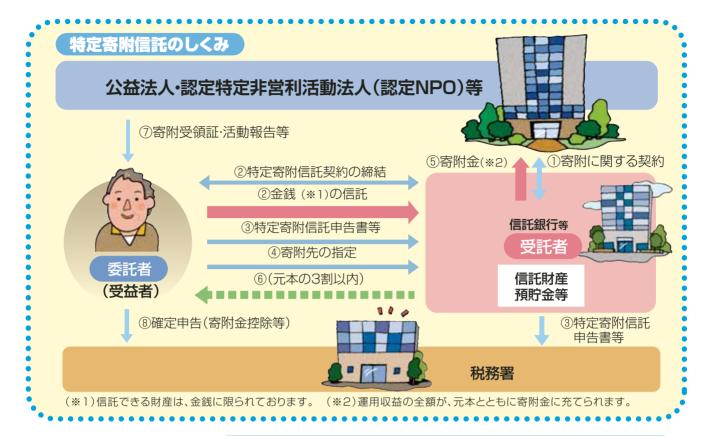
助成先

特定寄附信託

特定寄附信託は、信託された金銭を運用収益とともに、信 託銀行等と契約した公益法人等(公益法人や認定特定非営利 活動法人(認定NPO)等)のうち、委託者に指定いただいた 公益法人等に寄附し、公益のために活用される信託です。

委託者である寄附者が寄附する公益法人等を指定すること ができ、寄附先からの定期的な活動報告により活動状況を知 ることができるといった特徴があります。

また、寄附者が寄附金控除等を受けられるほか、運用収益 が非課税になるといった税制上の優遇措置もあります。



特定贈与 信託

障がい者が安定した生活を送れるように、親族や篤志家が 金銭や有価証券などを信託銀行等に信託するものを特定贈与 信託 (特定障害者扶養信託) といいます。

この信託を利用することにより、特別障害者(重度の心身障がい者)については6,000万円、特別障害者以外の特定障害者(中軽度の知的障がい者および障害等級2級または3級の精神障がい者等)については3,000万円を限度に贈与税が非課税となります。

特定贈与信託では、信託期間の途中で契約を取り消したりできないこと、信託期間や受益者を変更できないことなどの要件を満たした特定障害者扶養信託契約を結びます。

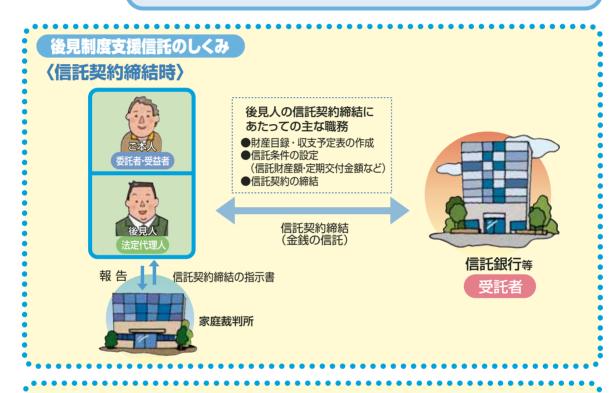
信託銀行等は、この契約に基づいて、特定障害者の生活費や医療費などにあてるために定期的に金銭を支払います。

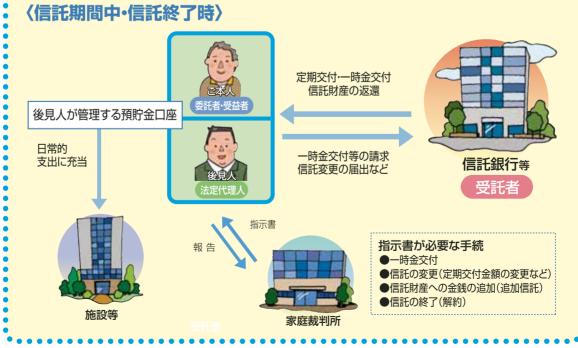


後見制度支援信託

後見制度支援信託は、後見制度を本人の財産管理の面でバックアップするための信託です。このしくみでは、本人が金銭を信託銀行等に信託し、信託された金銭の中から後見人が管理する預貯金口座に対して、本人の生活費用などの支出に充当するための定期交付や医療目的などの臨時支出に充当するための一時金の交付が行われます。

後見制度支援信託では、信託契約の締結、一時金の交付、信託の変更、解約の手続は、家庭裁判所の指示書に基づいて行われますので、家庭裁判所の関与のもとで、安全に本人の預貯金などを保全することができます。



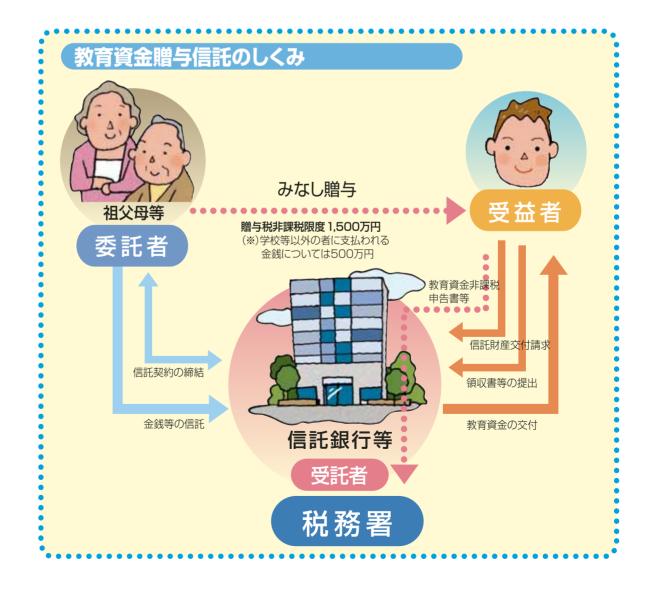


最近、注目されている 信託にはどんなものが あるの?

さまざまな分野において信託の活用が期待されています。

教育資金 贈与信託 教育資金贈与信託は、孫等の教育資金として祖父母等が信託銀行等に金銭等を信託した場合に、1,500万円(学校等以外の教育資金の支払いに充てられる場合には500万円)を限度として贈与税が非課税となる信託です。

この信託では、贈与をする者は、贈与を受ける者の祖父母等の直系尊属に限られ、また、贈与を受ける者は、信託を設定する日において30歳未満の個人に限られています。



家族信託

近年、高齢社会の到来を背景に、後見的な財産管理や遺産承継を目的とする家族信託への期待が高まってきました。このような中、個々の家族の事情にあわせて生存配偶者や子女の生活保障、個人事業の承継などを実現するための手段として、信託が注目されています。

遺言代用信託

遺言代用信託とは、例えば、本人の生存中は本人を受益者とし、死亡後は本人の子・配偶者などを受益者とすることによって、死亡後における財産の分配を信託によって達成しようとするものです。

この信託には、相続が発生したときに、葬儀費用や当面の生活費などの必要な資金を、予め指定された受取人が速やかに受け取ることができるような商品や、長期に渡って、顧客のニーズに合わせた金銭の支払いを行うなどオーダーメイドの財産管理ができる商品があります。

後継ぎ遺贈型の受益者連続信託

後継ぎ遺贈型の受益者連読信託とは、例えば、本人の生存中は本人を受益者とし、死亡後は本人の配偶者を、配偶者の死亡後はさらに本人の子を連続して受益者とする旨を定める信託です。



歴史に見る信託に似た考え方 No.3

信託で乗り越えた天保の飢饉~秋田感恩講~

近世の3大飢饉といえば、宝暦、天明および天保飢饉があげられます。なかでも東北地方に大きな被害を与えたのが天保4年の大飢饉です。この飢饉のなかで、救援活動に貢献したのが、「感恩講」の人たちでした。感恩講とは、191人の商人による自発的な済民組織です。

当時、秋田藩は、たび重なる飢饉への対応に限界がありました。そこで、秋田藩の御用商人・那波三郎右衛門祐生は、町奉行・橋本五郎左衛門に相談し、救済事業資金として400両を献納することを申し出ました。藩の理解が得られ、その400両で知行地を購入し、基本財産として永続させるとともに、小作米を備蓄して飢饉に備えることになりました。

さらに、継続的に資金を拠出していく方法を考えていました。 秋田藩では、感恩講を「藩のものでもなく私人のものでもない」 財産の集合体とし、191人の感恩講のメンバーに管理させること とし、貧民救済事業に充てることとしました。これは、今日で いう公益信託の考え方といえるのではないでしょうか。

他に、どんな業務があるの?



資産流動化の信託

資産流動化の信託は、金融機関、企業の財務の改善や資金調達の方法と して利用されています。

例えば、金融機関が保有する債権を流動化するための金銭債権の信託や、 企業が保有する不動産を流動化するための不動産の信託などがあります。

知的財産権の信託

知的財産権の信託は、知的財産権 (特許権、著作権など)を信託するものです。知的財産権の信託には、権利侵害からの保護や効率的な管理を目的とするものや、資金調達の手段として用いられているものが考えられます。

既に、企業が保有する特許権の一括管理を目的とした特許権の信託など があります。

有価証券の信託

有価証券を信託するもので、有価証券自体を運用して収益をあげることを 目的とする運用有価証券信託、有価証券の管理を目的とする管理有価証券 信託などがあります。

不動産の信託

土地や建物などの不動産を信託するものです。不動産の信託には、土地信託、 不動産の管理・処分を目的とする信託があります。

証券代行業務

信託銀行は、発行会社から委託を受けて、株主名簿の管理、決算期における 株主ごとの配当金の計算、株主総会の招集通知の発送など、株式事務全般 を代行しています。

(注)信託銀行等では、

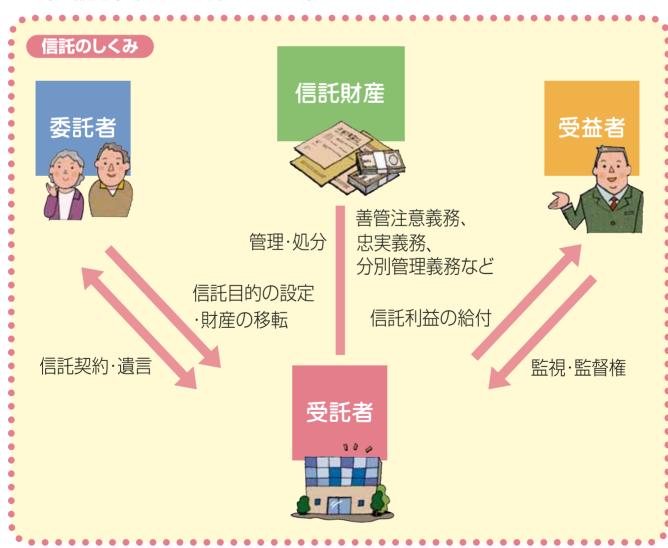
- ・信託の引き受けに係る業務(狭義の信託業務)
- ・不動産関連業務、証券代行業務、相続関連業務などの財産の管理処分等に関連する各種サービスの提供(併営業務)
- ・通常の銀行が行っている業務(銀行業務)

を行っています。

信託ってなあに?



信託とは、委託者が信託行為(例えば、信託契約、遺言)によってその信頼できる人(受託者)に対してお金や土地・建物などの財産を移転し、受託者は、委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産(信託財産)の管理・処分などをする制度です。



信託目的

委託者が信託することによって達成 しようとする目的です。

信託目的は、自由に決めることができます。ただし、法律に反することや公序良俗に反することなどを目的とすることはできません。



信託財産

委託者が受託者に信託する財産です。 例えば、お金、株式や国債などの有価 証券、土地・建物、特許権や著作権な どの知的財産など、さまざまな財産を 信託することができます。



委託者

お金、株式などを、受託者に信託する方です。



受託者

受託者は、信託銀行、都市銀行、地方銀行等の信託業務を取り扱っている金融機関、信託会社などです。

委託者から財産を引き受け、信託の 目的に従って管理・処分します。



受益者

信託財産から生じる利益を受ける方です。

委託者自ら受益者になることもあります。



信託の 特色

- 財産の管理や処分を行うための法制度の一つです。
- 2 信託契約を結ぶと、財産は、委託者から受託者に 移転され、委託者の名義から受託者の名義に変 わります。
- 3 受託者は、信託財産について、管理や処分する権限を持つことになります。
- 4 受託者の任務の遂行、権限の行使は、信託目的に 基づいて受益者のために行われます。従って、財 産は、法律上・形式上は受託者の名義となりますが、 経済上・実質上は、受益者のものです。

受託者の 義務

信託は、受託者が信託財産の名義人になって管理・処分などを 行うものであり、受託者に対する信頼が前提となっています。 そこで、受託者に対してさまざまな義務が課されており、最も基本 的なものとして以下の3つをあげることができます。

善管注意義務

受託者は、善良な管理者の注意をもって信託事務の処理をしなければなりません。

忠実義務

受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理をしなければなりません。

分別管理義務

受託者は、信託財産に属する財産と受託者自身の財産や他の信託財産に属する財産とを、分別して管理しなければなりません。

金融商品のトラブルを 防ぐには

よく説明を聞いて、納得したうえで契約することが大切です。

金融商品が多様化し、消費者の選択の幅が広がってきていますが、その一方で、金融商品の勧誘や販売によるトラブルも発生してきています。

トラブルに巻き込まれないためにどのようなことに気をつけたらよいのか、紹介します。

金融商品についての理解

金融商品については、元本を保証している商品と保証していない商品がありますので、よく商品の説明を聞いていただき、わからない点は質問され、納得のうえで契約されることが大切です。

金融商品取引法

金融商品取引法は、金融市場の変化に対応し、利用者保護のルールの徹底と利用者利便の向上のためにつくられました。この法律は、証券取引法を見直し、金融商品を横断的に規制するためのルールを定めたものです。

また、仕組み預金や外貨預金、変額年金保険など投資性のある金融商品には、それぞれ関係する法律により、金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールが適用されます。

取引は業者任せにせず、きちんと理解してから行いましょう。また、交付された書類は、勧誘や取引の記録や証拠として保管するようにしましょう。

「業者の守るべきルール」

適合性の原則

業者は、顧客の知識、経験や財産の状況に照らし、顧客に合った商品をすすめることが求められています。

断定的判断の提供の禁止

業者は、不確実なことを断定的に説明したり、事実でない情報を提供するなど、誤解を招くような勧誘を行ってはいけないことになっています。

契約書面の交付

業者は、契約前に、契約内容を説明する書面を顧客に必ず渡すことが求められています。 その書面には、手数料や報酬などの費用、元本割れするリスク、クーリング・オフの対象か どうかなどが書かれています。

(注)クーリング・オフとは、一定期間、無条件で申込みの撤回または契約を解除できる法制度です。

金融商品販売法

金融商品販売法は、消費者が安心して金融機関等と取引できるよう、金融商品に関する重要事項の説明を怠ったために損害が生じた場合、損害賠償請求できるとした法律です。この法律は、預貯金や金銭信託等のように対象となる商品の範囲が、金融商品取引法より広くなっています。

業者の説明する重要事項

市場のリスク

金利・為替・株式相場など、市場変動によって元本割れが生じるおそれ、あるいは当初元本を上回る損失が生じるおそれがあること。

例えば、公募株式投資信託の場合、運用資産である株式、債券等の価格変動または通貨の為替変動により元本欠損が生じることがあること。

信用リスク

金融商品販売業者や社債などを発行する企業の業務や財産の信用状況の変化によっては元本割れのおそれがあること。

例えば、社債を発行している企業が倒産すると、支払いを受けられないおそれがあること。

流動性リスク

資金が必要となっても中途解約できないこと。また、中途解約ができた場合でも受取額から解約手数料等が差し引かれるため、元本割れのおそれがあること。

例えば、先物取引等のデリバティブ取引を組み込んだ仕組み預金は、原則、中途解約できず、例外的に中途解約できた場合でも、解約手数料等により受取額が、預け入れた元本を大きく下回る可能性のあること。

金融機関の勧誘方針について

信託銀行をはじめ金融機関は、それぞれの金融商品の販売における「勧誘方針」を策定し、公表しています。この勧誘方針に従った、適正な勧誘を行うよう努めています。

なお、不当な勧誘等による契約の場合には、消費者契約法により取り消すことができます。

勧誘方針(例)

- □顧客の知識、経験、財産の状況および取引の目的に照らし、商品の適切な勧誘に努めること
- □商品内容やリスクの内容などの重要な事項を説明し、十分に理解していただくよう適切でわかりやすい説明に努めること
- □不確実なことを断定的に説明したり、事実でない情報を提供するなど、誤解を招くような 勧誘は行わないこと
- □電話や訪問による勧誘は、顧客の都合にあわせて行うよう努めること
- □顧客に適切な勧誘ができるよう商品知識の習得に努めること

金融機関等による取引時の確認について

近年、深刻化するテロリズム対策や、麻薬・銃器等犯罪を防止するためのマネー・ローンダリング対策が国際的な緊急の課題となっています。

これを受けて、金融機関等は、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に口座が利用されないよう、顧客の本人確認のほか、職業・事業内容、取引を行う目的等について確認を行う義務が、犯罪による収益の移転防止に関する法律により課されています。

(注)マネー・ローンダリングとは、違法に得られた収益金の出所をわからなくして、あたかも合法的な資金のようにすることです。

取引時に確認が必要となる場合

- ①取引関係の開始時(銀行等の預貯金口座の開設、信託取引の開始、有価証券の売買、 保険契約の締結等)
- ②大口現金取引等を行う際(現金等による200万円を超える取引)
- ③10万円を超える現金の振込み等を行う際
- ④顧客が氏名や住居等を偽っている疑いのある取引を行う場合 ※これら以外にも取引時に確認が必要となる場合があります。

対象金融機関等

銀行、信託会社、証券会社、保険会社、郵便局等。

本人確認の方法

顧客が、上記①~④等の取引を行うとする場合、金融機関は、顧客に対して、運転免許証、 各種保険証等公的証明書の原本の提示等を求め、これに基づき本人確認を行います。

金融機関等の保有する個人情報の保護について

近年、個人情報の利用が著しく拡大していることから、その適正な取扱いに関して、個人情報の保護に関する法律が制定(平成17年4月1日施行)されました。

金融機関等においても、この法律や、金融庁が定めるガイドライン等を踏まえて、顧客の個人情報の適切な保護を図っています。

信託協会の概要

信託協会の 役割 信託協会は信託制度の発達を図り、公共の利益を増進することを目的として、信託の普及・発展のために各種提言活動などを行っています。 また、信託協会内には信託相談所を設置し、みなさまからのご相談を受付けているのをはじめ、内外の信託に関する文献・資料を整備した信託文献センターを設置しています。

さらに、広く信託について研究している学者および研究者の方々への信託研究奨励金の贈呈や大学への信託法講座の寄付など、幅広い事業を行うとともに、ホームページを開設し、信託についてご紹介しています。

認定個人情報保護団体

認定個人情報保護団体として、加盟会社の個人情報の適正な取扱いの確保のための業務を行っています。

信託相談所

信託協会では、お客さまからの信託に関するご照会やご相談の 窓口として、信託相談所を設置しています。

信託相談所では、信託兼営金融機関および信託会社(以下「信託銀行等」といいます。)の信託業務等に対するご要望や苦情もお受けしています。

相談受付時間 午前9時から午後5時15分

*土・日曜日、祝日などの

電話:フリーダイヤル **0120-817335** または 0 3-6 2 0 6-3 9 8 8

トラブル解決は「あっせん委員会」へ

信託銀行等の信託業務等についてのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。

「あっせん委員会」とは、信託協会が設置する、弁護士、学識経験者、消費者問題 専門家等で構成される中立、公正な委員会です。

詳しくは、信託協会ホームページをご覧下さい。

http://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile/profileO4.html

信託文献 センター 信託協会では、信託研究の振興を図るため、「信託文献センター」を 設置し、信託に関する内外の文献・資料を収集のうえ、信託に携わる研 究者および実務家の閲覧に供しています。

信託関係の邦文文献については、戦前のものを含めほとんどが収蔵されており、また、海外文献についても、充実を図っています。

開館時間 午前9時30分から午後4時30分

*土・日曜日、祝日などの 銀行の休業日を除く

信託協会加盟会社一覧 (平成25年12月1日現在)

社員(4社)

三井住友信託銀行株式会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社

株式会社りそな銀行

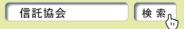
準社員(49社)

	フー フ
ニューヨークメロン信託銀行株式会社	ステート・ストリート信託銀行株式会社
野村信託銀行株式会社	株式会社しんきん信託銀行
あおぞら信託銀行株式会社	農中信託銀行株式会社
新生信託銀行株式会社	日証金信託銀行株式会社
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資産管理サービス信託銀行株式会社	オリックス銀行株式会社
株式会社SMBC信託銀行	株式会社三井住友銀行
株式会社琉球銀行	株式会社沖縄銀行
株式会社静岡銀行	株式会社常陽銀行
株式会社八十二銀行	株式会社中国銀行
株式会社広島銀行	株式会社百十四銀行
株式会社伊予銀行	株式会社福岡銀行
株式会社群馬銀行	株式会社西日本シティ銀行
株式会社阿波銀行	スルガ銀行株式会社
株式会社佐賀銀行	株式会社山口銀行
株式会社肥後銀行	株式会社東邦銀行
株式会社四国銀行	株式会社新銀行東京
株式会社千葉銀行	株式会社整理回収機構
神奈川県信用農業協同組合連合会	日立キャピタル信託株式会社
DB信託株式会社	株式会社朝日信託
トランスバリュー信託株式会社	ロンバー・オディエ信託株式会社
スターツ信託株式会社	ベルニナ信託株式会社
株式会社山田エスクロー信託	サーバントラスト信託株式会社
ファースト信託株式会社	富嶽信託株式会社
ほがらか信託株式会社	

信託協会ホームページ



信託協会ホームページには、信託にご関心のある方のために「はじめての信託」、信託をもっと知りたい方のために「もっと信託」のコーナーを設け、信託制度、信託商品等を掲載しています。 また、各種信託のパンフレット・リーフレット等の刊行物やDVDの貸出もお申し込みいただけます。





〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階 電話03(6206)3981

本資料は、信託制度の概要や信託業務の内容などを紹介し、 信託の観念の普及を目的として作成しているものであり、個別 の金融商品の勧誘・推奨を目的としたものではありません。